

事業概要およびこれまでの経緯（一般国道の改築の事業）

1 事業概要

(1) 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称：

滋賀県 滋賀県知事 三日月大造
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

(2) 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地：

国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 見坂茂範
大阪府大阪府中央区大手前一丁目5番44号

(3) 対象事業（都市計画対象道路事業）の名称等：

- ・ 名称 国道8号 彦根～東近江（仮称）
- ・ 種類 法第2条第2項第1号イに規定する一般国道の改築の事業
- ・ 規模 延長約23.6km、4車線道路

(4) 対象事業実施区域（都市計画対象道路事業が実施されるべき区域）：

彦根市、近江八幡市、東近江市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町、
犬上郡多賀町

※ 環境影響評価法第38条の6第1項の規定により、対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合などには、当該都市計画の決定・変更を行う都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして、都市計画の決定・変更をする手続とあわせて当該対象事業についての環境影響評価の手続きを行うこととなっている。

2 手続きの経緯等

(1) 「配慮書の案」に係る手続き

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ・配慮書の案の縦覧 | 平成30年9月27日から同年10月27日まで |
| ・住民意見の受付 | 平成30年9月27日から同年10月27日まで |
| ・配慮書の案についての意見照会 | 令和元年6月3日 |
| ・審査会意見の提出 | 令和元年6月4日 |
| ・知事意見の提出 | 令和元年6月7日 |

(2) 「配慮書」に係る手続き

- | | |
|----------------------|------------|
| ・環境大臣意見の提出（国土交通大臣あて） | 令和元年10月29日 |
| ・国土交通大臣意見の提出 | 令和元年11月18日 |

※ 当該事業においては、配慮書段階の手続として「配慮書の案」および「配慮書」が作成され、知事に対しては「配慮書の案」についての意見照会が行われ、国に対しては「配慮書」に対する意見照会が行われた。

(3) 「方法書」に係る手続き

- ・方法書の送付 令和2年8月20日
- ・方法書の縦覧 令和2年8月25日から同年9月24日まで
- ・住民意見の受付 令和2年8月25日から同年10月8日まで
- ・審査会（1回目） 令和2年9月8日
- ・住民意見概要の送付 令和2年10月9日（意見なし。10/15受付。）
- ・審査会（2回目） 令和2年11月16日
- ・審査会意見の提出 令和2年12月15日
- ・知事意見の提出 令和2年12月24日

(4) 準備書に係る手続き

- ・準備書の送付 令和5年9月26日
- ・準備書の公告縦覧 令和5年9月29日から10月30日まで
- ・住民意見の受付 令和5年9月29日から11月14日まで
- ・準備書説明会 令和5年10月21日（甲良町）、10月23日（豊郷町）、
10月24日（愛荘町）、10月25日（多賀町）、
10月26日（彦根市）、10月27日（近江八幡市）、
10月28日（東近江市）
- ・審査会（1回目） 令和5年10月30日
- ・審査会（2回目） 令和6年1月15日

(5) 準備書の縦覧について

- ・国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課（大津市竜が丘4番5号）
- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
- ・滋賀県東近江環境事務所（東近江市八日市緑町7番23号）
- ・滋賀県湖東環境事務所（彦根市元町4番1号）
- ・東近江市都市整備部広域事業推進課（東近江市八日市緑町10番5号）
- ・近江八幡市都市整備部国・県事業推進室（近江八幡市安土町小中1番地8）
- ・彦根市都市政策部都市計画課（彦根市元町4番2号）
- ・愛荘町建設・下水道課（愛知郡愛荘町安孫子825番地）
- ・愛荘町くらし安全環境課（愛知郡愛荘町愛知川72番地）
- ・豊郷町企画振興課（犬上郡豊郷町石畑375番地）
- ・甲良町建設水道課（犬上郡甲良町大字在士353番地1）
- ・多賀町地域整備課（犬上郡多賀町多賀324番地）
- ・滋賀県ホームページ（都市計画決定権者のウェブサイト）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/333671.html>

法アセスの手続全体の流れ

